

じゅうきょかくほきゅうふきん

住居確保給付金の しおり

離職等により住居を失った方、失うおそれのある方へ

～住居確保給付金事業のご案内～

刈谷市役所福祉健康部生活福祉課

刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL：0566-62-1038

FAX：0566-24-2466

住居確保給付金とは

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

受給するための要件

申請時に以下の1から8のいずれにも該当する方が対象となります。

- 1 離職、廃業の日から2年以内の方、又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職等と同程度の状況にある方
- 2 離職等の日又は申請日の属する月においてその属する世帯の主たる生計維持者であった方（離職した方であって、離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時に主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- 3 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
- 4 住宅を喪失している方又は賃貸住宅に居住しているが住宅を喪失するおそれのある方
- 5 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の月収の合計が基準額^{※1}に家賃額（支給上限額）^{※2}を合算した額（収入基準額）^{※3}以下（収入要件）である方
（離職等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが明らかな方については、翌月に申請があったものとみなす。）
- 6 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の預貯金及び現金の合計が基準額^{※1}×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下（資産要件）^{※4}である方
- 7 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が、国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を受けていないこと
- 8 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員でないこと

世帯 人員数	基準額 ^{※1} [A]	家賃額 (支給上限額) ^{※2} [B]	収入基準額 ^{※3} [A]+[B]	資産要件 ^{※4} [A]×6
1人	81,000円	37,000円	118,000円	486,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円	744,000円
3人	159,000円	48,100円	207,100円	954,000円
4人	197,000円	48,100円	245,100円	1,000,000円
5人	235,000円	48,100円	283,100円	1,000,000円
6人	273,000円	52,000円	325,000円	1,000,000円
7人	310,000円	58,000円	368,000円	1,000,000円
8人	343,000円	58,000円	401,000円	1,000,000円
9人	376,000円	58,000円	434,000円	1,000,000円
10人	410,000円	58,000円	468,000円	1,000,000円

受給中に行っていたこと(求職活動要件等)

- 1 (1) ハローワークで求職活動を行う方
 - ア ハローワークへの求職申込
 - イ 月に4回以上の刈谷市の就労支援員等による面談等
 - ウ 月に2回のハローワークにおける職業相談等
 - エ 週に1回以上の企業等への応募・面接の実施
- (2) 経営相談を行う方
 - ア 月に4回以上の刈谷市の就労支援員等による面談等
 - イ 月に1回以上の経営相談先での経営相談等
 - ウ 経営相談先からの助言等をもとに作成した自立に向けた活動計画に基づく取組の実施
- 2 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を提出してください。
- 3 「常用就職届」提出以降、収入額を確認することができる書類を提出してください。

支給期間及び支給方法

支給期間 : 支給期間は3か月です。

なお、支給期間が終了する際に、その期間中に誠実な就職活動を行っていたこと及び世帯の収入・預貯金が基準額以下であるなど、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月の支給期間を延長及び再延長をすることができます。

また、受給が終了していても、再度要件に該当し、前回の受給が終了から1年経過している場合は再支給が可能です。(※経過措置として、令和6年3月31日までに住居確保給付金の申請をしている場合で、会社の都合で解雇又は離職された方は1年を経過していなくても再支給を申請できます。)

支給方法 : 給付金は、大家等支払先へ直接納付します。

支給額

月収が基準額以下の方は、家賃額を支給します。

月収が基準額を超える方は、以下の数式により算定された額を支給します。

$$\text{支給額} = \text{申請者が居住する住宅の実際の家賃額} - (\text{月収} - \text{基準額})$$

ただし、家賃額(支給上限額)を超えた額は支給しません。

支給の中断

支給決定後、住居確保給付金受給者が疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、申請により住居確保給付金の支給を中断します。

心身の回復後に求職活動を再開し、支給要件に該当する場合は、申請により住居確保給付金の支給を再開することができます。

支給の中止

以下のいずれかに該当するときは、支給を中止します。

- 1 受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する刈谷市の指示に従わない場合
- 2 受給者が常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合（原則として収入基準額を超える収入が得られた月から支給を中止）
- 3 受給者が住宅を退去した場合（退去した日の属する月の翌月から支給を中止）
- 4 受給者が生活保護費を受給した場合
- 5 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合
- 6 受給者及び受給者と生計を一とする同居の親族が暴力団員と判明した場合
- 7 虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合（既に支給した給付の全額又は一部を返還）

支給額の変更

以下のいずれかに該当する場合に限り、申請により支給額を変更します。

- 1 支給対象となっている住宅の家賃が変更された場合
- 2 収入があることにより一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額を下回った場合
- 3 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合又は刈谷市の指導により同市内での転居が適当である場合

福祉資金貸付のご案内

総合支援資金貸付

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するためのものです。

- 1 住宅入居費 40万円以内
- 2 生活支援費 単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内
貸付期間は、最長12か月
- 3 一時生活再建費 60万円以内
- 4 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）で、貸付利子は無利子で連帯保証人は不要です。

※詳しくは刈谷市社会福祉協議会（TEL：0566-23-1600）にご確認ください。

令和5年4月1日現在